

# 松阪市地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」登録要綱

平成 28 年 8 月 19 日

松阪市告示第 275 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域づくり活動に取り組む団体(以下「団体」という。)が地域と連携していくために必要な支援を行うため、地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」(以下「げんきアップ松阪」という。)として登録することについて必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第 2 条 「げんきアップ松阪」として登録を希望する団体は、地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」団体登録申請書(様式第 1 号。以下「登録申請書」という。)及び必要書類(以下「申請書類」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 団体の代表者は、「げんきアップ松阪」として登録を申請するに当たって、松阪市企画振興部地域づくり連携課(以下「事務局」という。)及び松阪市市民活動センター指定管理者業務仕様書に基づく地域づくり団体サポート事業に関するプロデューサー業務を行う者(以下「プロデューサー」という。)の面談を受けなければならない。

3 申請時点において、18 歳未満の者が構成員として参画する場合には、あらかじめ、保護者の了解を得ておかななければならない。

(登録にあたっての意見等)

第 3 条 市長は、申請書を受理した時は、事務局及びプロデューサーに対し、「げんきアップ松阪」への登録の可否を判断する上で参考となる意見を求めるものとする。

(登録要件)

第 4 条 「げんきアップ松阪」としての登録要件については、別表のとおりとする。

2 登録に際し、前項の要件によりがたい場合には、プロデューサーと協議するものとする。

(登録)

第 5 条 市長は、第 3 条の意見及び前条の登録要件を踏まえ、登録が適切と認める場合は、登録を行うものとする。

(登録証の交付)

第 6 条 市長は、「げんきアップ松阪」として登録を行った場合には、当該団体の代表者に対し、地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」団体登録結果通知書(様式第 2 号)及び地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」団体登録証(様式第 3 号。以下「登録証」という。)を交付するものとする。

2 登録証の有効期限は、第 9 条第 2 項の規定による「げんきアップ松阪」

の登録の取り消しがあった場合は、当該取り消しのあった日までとし、その他特別な定めのない限り、地域づくり団体サポート事業の取組期間の最終日とする。

(登録内容の変更)

第7条 団体の代表者は、登録内容に変更が生じた際には、速やかに地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」団体登録申請書変更届(様式第4号)により、市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第8条 団体の代表者は、登録申請書に記載した活動を停止する際には、登録証を添えて、地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」団体登録廃止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、前条の規定による届出を受けた場合、速やかに「げんきアップ松阪」の登録を取り消すものとする。

2 団体の代表者が、申請に当たって、虚偽の記載を行ったことが判明した場合、又は団体としてふさわしくない行為や不正行為を行った場合には、市長は、速やかに当該団体の登録を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により団体の登録の取消しを行ったときは、地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」団体登録取消通知書(様式第6号)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(活動報告、交流会等への参加)

第10条 登録団体は、松阪市が開催する活動報告、交流会及びその他の地域づくり団体の参画が期待される事業に参加することに努めなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に「登録証」の交付を受けている団体は、第6条第1項の規定により交付を受けたものとみなす。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表

### 地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」登録要件

松阪市地域づくり連携グループ「げんきアップ松阪」登録要綱第4条に定める団体の登録要件は以下のとおりとする。

#### ○構成員要件

- ・申請時点において18歳以上の者（高校生を除く。）が、2人以上参画する団体であること。
- ・構成員（代表者を含む。）のうち、松阪市在住者・在勤者・在学者が50%以上であること。

#### ○活動エリア要件

- ・団体の活動拠点が松阪市内にあること。
- ・団体の主たる活動エリアが松阪市内であること。

#### ○活動内容要件

- ・特定の個人、企業などの営利のみを追求するのではなく、社会的利益や社会への利益の還元が認められるものであること。

#### ○その他要件

- ・政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでない。また政治資金規正法第3条の政治団体ではないこと。
- ・特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。